

コロナ対策経営相談窓口『持続化給付金申請サポート』について

商工会では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対する経営相談体制の強化を図っています。そのなかで国が実施している「持続化給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、電子申請のサポートも行っております。

感染拡大防止のため予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお問い合わせください。

【開設日時など】

日 時：以下の申込書の通り 場 所：東浦町商工会

【給付の対象となる方】

- ①2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある方
- ②2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方

【必要書類】

- ①-1 確定申告書第一表…税務署の「收受印」が必要です
※「收受印」が無い場合は、e-Taxの「受信通知」又は「納税証明書（その2所得金額用）」
- ①-2 <個人事業主>所得税青色申告決算書（1ページ目と2ページ目）
- ①-2 <中小法人等>法人事業概況説明書（両面）
- ② 2020年分の対象とする月の売上台帳等
※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません
- ③ 通帳の写し ※通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピーして持参してください
- ④ <個人事業主の方のみ>本人確認書類 ※運転免許証（運転経歴証明書）の両面をコピーなど
○感染拡大防止のため、事前の検温やマスクの着用をお願いします。
○申請の順番によって、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先／**東浦町商工会** TEL:0562-83-6123 FAX:**0562-84-0425**

コロナ対策経営相談窓口『持続化給付金申請サポート』申込書

事業所名		T E L	
参加者氏名		F A X	
相談希望日時	第一希望	4/24・12/7・12/9・12/10・12/14・12/17・12/22・12/23	10時～・ 13時～
	第二希望	4/24・12/7・12/9・12/10・12/14・12/17・12/22・12/23	10時～・ 13時～

※希望の日にと時間に○をつけて下さい。

※必要事項をご記入の上、東浦町商工会までFAXでお送りください。

※同じ日時に希望される方がいる場合には調整をお願いすることがあります。

※申込書にご記入頂きました個人情報、適切な管理を図り、利用者名簿の作成および本窓口に関する連絡の目的のみ使用します。